

Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

基本的方向6 個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実

施策の主な対象 乳幼児期～ポスト青年期の子ども・若者

特別な支援を必要とする子ども・若者が有する困難は、ニート、ひきこもり、不登校等社会生活を円滑に営む上での困難や、障がい、また、虐待をはじめとする犯罪被害など多岐にわたっていることから、関係機関、団体がそれぞれの専門性を活かし、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていくことが必要です。また、昨今の社会情勢を背景とした、子どもの貧困問題も大きな課題となっています。

それらに対応するため、訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成や発達障がいの可能性のある子ども・若者に対する継続的な支援、子どもの貧困問題への対応など様々な状況に応じた相談支援の充実を図ります。

施策の方向14 社会参加に困難を有する子ども・若者、その家族への支援

① ニート、ひきこもり、不登校等への支援

- ひきこもりの第一次相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」における相談支援、関係機関との連携やコーディネート機能の強化
- 市町村や自立相談支援機関、保健所など関係機関における相談支援や訪問支援等の取組みの充実、ひきこもり支援に携わる人材の養成
- NPO等との協働による相談窓口（若者相談支援拠点）の設置や居場所づくり、多様な体験活動機会の提供等による自立支援
- ニート、ひきこもりの若者の職業的自立のための、それぞれの状況に応じた個別的、継続的支援の実施
- 不登校、中退の未然防止や早期対応につながる取組みや関係機関等と連携した取組みの推進
- 高校中退者や不登校経験者等への「学び直し」の機会の充実
- 多様な学習ニーズに対応できる柔軟な教育課程を備えた学校づくりの推進

② 支援体制の強化、交流機会の提供等

- 社会参加に困難を有する子ども・若者や家族が相談しやすい環境づくりと関係機関の連携による支援体制の強化
- ニート・ひきこもり等の子ども・若者の自立支援のための社会参加や交流機会の提供



施策の方向15 障がいのある子ども・若者への支援

① 障がいのある子ども・若者への支援

- 障がいのある子ども・若者、家族に対するライフステージに応じた支援や関係機関が相互に連携した地域支援体制の充実
- 保健、医療、福祉等関係機関と連携した特別支援教育の推進

施策の方向16 非行防止、いじめ・暴力行為への対策

① 非行防止・立ち直り支援

- 少年の規範意識の向上と少年を見守る社会機運を醸成する活動の推進

② いじめ・暴力行為への対策

- 学校、家庭、地域が連携したいじめ防止に向けた取組みの推進
- 問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な取組みの推進

施策の方向17 子どもの貧困問題、児童虐待、子ども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応

① 子どもの貧困問題への対応

- 子どもの貧困問題や貧困の世代間連鎖の解消に向けたスクールソーシャルワーカーの活用など、学校と福祉機関との連携による教育の支援及び生活や就労、経済的支援等を含む総合的な支援の強化
- 子ども食堂等子どもの居場所の県内全域への拡大・定着を推進

② 児童虐待防止対策

- 妊娠、出産から子育てまでの相談しやすい体制の充実
- 児童相談所の機能強化と市町村の連携体制の強化及び社会的養護体制の充実
- 発生子防から早期発見・早期対応、適切な保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の充実強化

③ 子ども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応

- 被害を受けた子ども・若者の治療や精神的負担の軽減を図る専門支援や相談体制の充実

施策の方向18 いのちを支える自殺対策

① 総合的かつ計画的な自殺対策の推進

- 「心のサポーター」等の気づき見守る人材の育成及び活動の推進
- 関係機関等の機能及び連携の強化による効果的・総合的な取組みの促進
- 市町村における自殺対策計画の策定や地域の実情に応じた自殺対策の取組みの支援

施策の方向19 性的マイノリティ^{※1}等特に配慮が必要な子ども・若者への支援

① 性的マイノリティ等に対する理解促進、教育の充実等

- 性同一性障がいやLGBT^{※2}等の性的指向を理由として困難な状況に置かれているなど特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動の推進
- 外国人の子どもや帰国児童生徒が、就学の機会を逸することのないよう円滑な就学支援及び教育の充実

※1 性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者、性同一性障がい者等の性的少数者のこと。

※2 LGBT

《lesbian, gay, bisexual, transgender》性的マイノリティーのうち、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの総称。



基本的方向7 安心して生活できる体制の充実・強化

施策の主な対象	乳幼児期～ポスト青年期の子ども・若者
---------	--------------------

子ども・若者が抱える困難な状況は多岐にわたっており、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護などの各分野の関係機関、団体が相互に連携し、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援が必要です。

このため、NPO等との協働や市町村における相談対応の促進など地域の実情に応じた総合的な相談・支援体制を確立するとともに、関係機関等の連携・協力体制を強化し、子ども・若者の育成支援に関わる支援者、協力者を養成する等、困難を有する子ども・若者が安心して生活できる体制の構築を図ります。

また、子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。

施策の方向20 総合的な相談・支援体制の充実

① 総合的な相談・支援体制の充実

- NPO等との協働による相談支援拠点の体制強化
- 社会参加の機会につながる安心して過ごせる居場所や交流・活動する場の整備
- より身近な相談窓口となる市町村における相談対応の促進

② 相談しやすい環境づくり

- 最も身近な支援者となる家族への支援の充実・強化
- 適切な情報提供やともに支え合い学び合う場の確保
- 継続的な周知・広報の取組みを通じた県民理解の促進

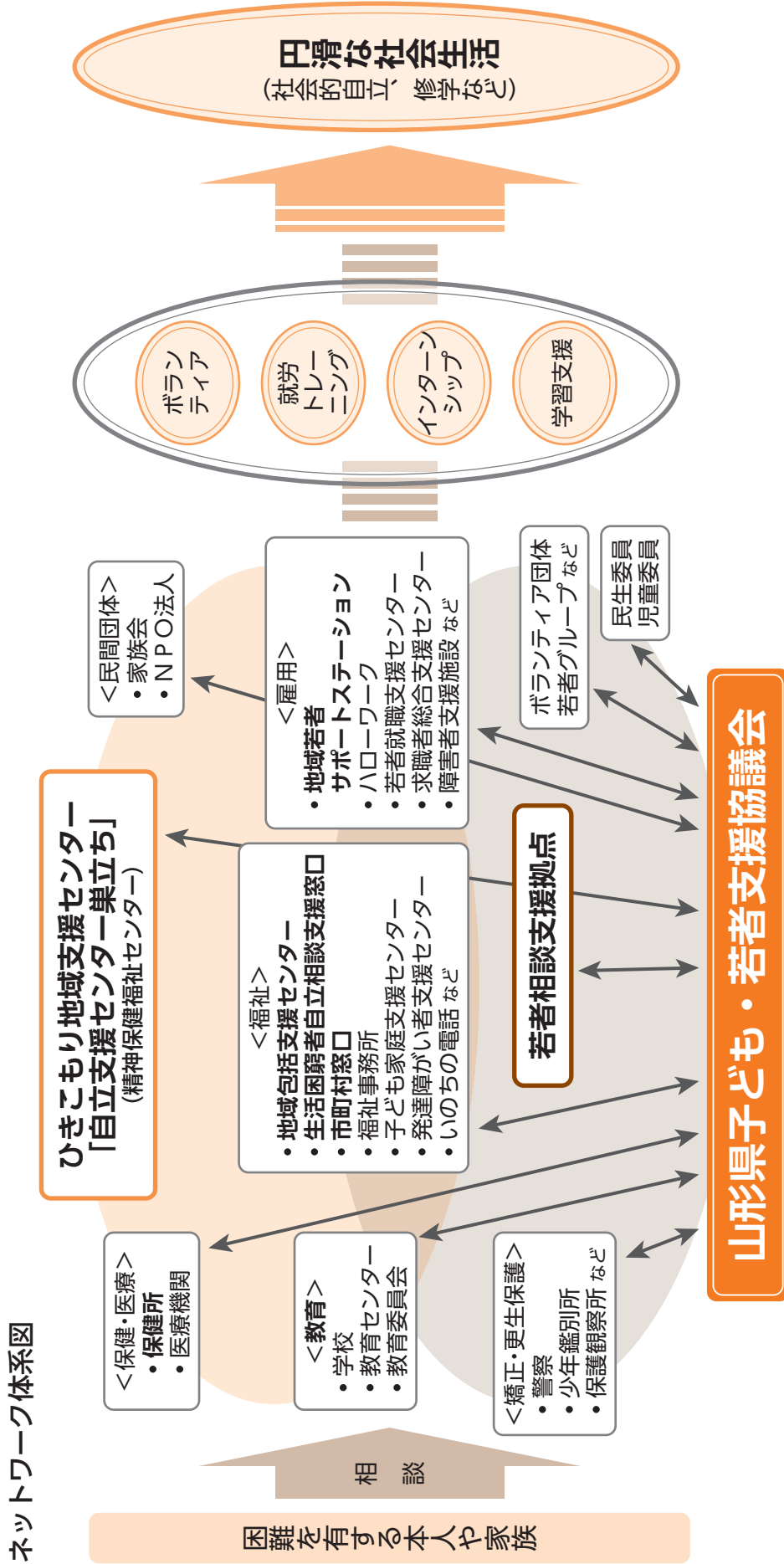
施策の方向21 重層的な子ども・若者支援ネットワークの強化

① 主体や分野を越えたネットワークの強化

- 「山形県子ども・若者支援協議会」を活用した、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護などの各分野における関係機関等による相互の連携・協力体制の強化
- 市町村、民生委員・児童委員等との連携による地域支援ネットワークの強化
- 子ども・若者のライフサイクルを踏まえた継続的な支援体制の整備

② 支援者、協力者の養成、確保

- 相談支援機関、団体、NPO等における支援者の養成と支援対応能力の向上
- 民生委員・児童委員と協働した地域での支援の仕組みづくり
- 学生ボランティアや若者グループ等同世代又はピアサポーターによる支援の仕組みづくり



山形県子ども・若者支援協議会

子ども・若者支援協議会は、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対し、効果的かつ円滑な支援を図ることを目的に、子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に設置が求められているものです。

本県では平成24年に設置し、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護など、各分野の構成機関や民間団体が連携・協議する場として、分野や主体の境界を越えた顔の見える関係づくりを進めています。